

## 船場地区における地域案内板の設置に関する基本協定

大阪市（以下、甲という。）と船場俱楽部（以下、乙という。）は、船場地区において甲、乙それぞれ設置する地域案内板の基本的な取り扱いについて、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が「観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業」において設置する案内板（以下、「甲案内板」という。）及び乙が独自に設置する案内板（以下、「乙案内板」という。）をそれぞれ設置するにあたって、相互に協力して取り組む点について、明確にすることを目的とする。

### （案内板の目的とデザイン・仕様）

第2条 船場地区の地域案内板設置の目的は、来街者の回遊性等を促進することに加え、住民、働く人々にも資するよう、周辺案内を記載するほか、「船場」の街・通り・筋の歴史等を伝えることとする。

- 2 甲案内板は、盤面と盤面を載せる架台とで構成される。
- 3 甲案内板のデザイン、表示する内容及び仕様などの選定に当たっては、甲は乙の提案を尊重した上で、甲、乙協議し決定するものとする。

### （設置と維持管理の主体）

第3条 甲案内板については、甲が盤面と盤面を載せる架台を設置する。設置後の架台の修理・取替については甲が責任をもつものとし、甲案内板の日常の維持管理及び盤面の更新については、乙が責任をもって当たるものとする。

- 2 甲案内板については、盤面、架台とも甲の所有とし、乙が盤面を更新した場合の盤面は乙の所有とする。
- 3 乙案内板については、乙が所有し、設置から維持管理まで乙が責任をもって当たるものとする。

### （設置と維持管理の相互協力）

第4条 地域案内板の設置への取り組みから、設置後の継続的な維持管理まで、甲、乙相互に誠意をもって対応するものとする。

### 第5条 （設置場所）

地域案内板の設置場所は、大阪市中央区船場地区内とする。

2 地域案内板の設置場所については、甲、乙協議して決めるものとする。

(詳細事項)

第6条 甲案内板の構造、資産と維持管理区分、責任範囲、盤面更新など、取り扱いの詳細については別途「覚書」により取り決めるものとする。

(本協定に関する疑義等)

第7条 本協定に定めのない事項もしくは解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自1通を保管する。

なお、本協定内の船場地区とは、北を土佐堀川、東を東横堀川、南を長堀通、西を阪神高速環状線に囲まれた範囲とする。

本協定の効力は、平成28年3月25日に遡って生じさせることとする。

平成28年8月15日

甲 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
ATCビル0's(オズ)棟 南館4階  
大阪市経済戦略局長 井上 雅之



乙 大阪市中央区北浜1丁目2番4号  
船場倶楽部 会長 大橋 達

